

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)
- ◇告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
県自然環境保全地域の指定 (景観自然課)
県自然環境保全地域に関する保全計画の決定 ()
県自然環境保全地域の特別地区等の指定 ()
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)
- ◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇公 告 ふぐ処理師試験等の実施 (県民生活課)

公布された規則のあらまし

- 一 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則
対象収入額が四百四十四万五千四十一円以上 (現行 四百二十二万六千三百二十

- 一 円以上) である者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を七百五十円引き上げることとした。
- 二 対象収入額が三百万一円以上四百四十四万五千四十円以下である者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を次のとおり (現行 大居室一六一、六七〇円、小居室一六〇、六七〇円) とすることとした。

区 分	金 額 (一 人 月 額)	
	大 居 室	小 居 室
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、〇〇一円以上三、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一四四、六二〇円 一四三、六二〇円
十八階層	対象収入額が三、一〇〇、〇〇一円以上三、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一五二、六二〇円 一五一、六二〇円
十九階層	対象収入額が三、二〇〇、〇〇一円以上三、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六〇、六二〇円 一五九、六二〇円
二十階層	対象収入額が三、三〇〇、〇〇一円以上三、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六二、四二〇円 一六一、四二〇円
二十一階層	対象収入額が三、四〇〇、〇〇一円以上四、一四五、〇〇〇円以下であるとき	一六一、四二〇円 一六一、四二〇円

- 三 一及び二以外の者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を原則として四百五十円引き上げることとした。
- 四 暖房期間中岩井長者寮及び福原荘の使用料の額に加算する額を二千二百円 (現行 二千百八十円) に改めることとした。
- 五 この規則は、平成十年十二月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表A階層の項中「六一、一七〇円」を「六一、六二〇円」に、「六〇、一七〇円」を「六〇、六二〇円」に改め、同表B階層の項中「六六、一七〇円」を「六六、六二〇円」に、「六五、一七〇円」を「六五、六二〇円」に改め、同表C一階層の項中「七一、一七〇円」を「七一、六二〇円」に、「七〇、一七〇円」を「七〇、六二〇円」に改め、同表C二階層の項中「七六、一七〇円」を「七六、六二〇円」に、「七五、一七〇円」を「七五、六二〇円」に改め、同表C三階層の項中「八一、一七〇円」を「八一、六二〇円」に、「八〇、一七〇円」を「八〇、六二〇円」に改め、同表C四階層の項中「八六、一七〇円」を「八六、六二〇円」に、「八五、一七〇円」を「八五、六二〇円」に改め、同表C五階層の項中「九一、一七〇円」を「九一、六二〇円」に、「九〇、一七〇円」を「九〇、六二〇円」に改め、同表C六階層の項中「九六、一七〇円」を「九六、六二〇円」に、「九五、一七〇円」を「九五、六二〇円」に改め、同表C七階層の項中「一〇一、一七〇円」を「一〇一、六二〇円」に、「一〇〇、一七〇円」を「一〇〇、六二〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇六、一七〇円」を「一〇六、六二〇円」に、「一〇五、一七〇円」を「一〇五、六二〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一一、一七〇円」を「一一一、六二〇円」に、「一一〇、一七〇円」を「一一〇、六二〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一六、一七〇円」を「一一六、四二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一二六、三三二円」を「四、一四五、〇四二円」に、「二六二、一三三〇円」を「二六二、九八〇円」に、「二六一、一三三〇円」を「二六一、九八〇円」に改め、同表の備考4中「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

〇〇、一七〇円」を「一〇〇、六二〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇六、一七〇円」を「一〇六、六二〇円」に、「一〇五、一七〇円」を「一〇五、六二〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一一、一七〇円」を「一一一、六二〇円」に、「一一〇、一七〇円」を「一一〇、六二〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一六、一七〇円」を「一一六、四二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一二六、三三二円」を「四、一四五、〇四二円」に、「二六二、一三三〇円」を「二六二、九八〇円」に、「二六一、一三三〇円」を「二六一、九八〇円」に改め、同表の備考4中「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に改める。別表の表を次のように改める。

区 分	金額 (一人月額)	
	大居室	小居室
一階層 対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六一、六二〇円	六〇、六二〇円
二階層 対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六四、六二〇円	六三、六二〇円
三階層 対象収入額が一、六〇〇、〇〇〇円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六七、六二〇円	六六、六二〇円
四階層 対象収入額が一、七〇〇、〇〇〇円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七〇、六二〇円	六九、六二〇円
五階層 対象収入額が一、八〇〇、〇〇〇円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七三、六二〇円	七二、六二〇円
六階層 対象収入額が一、九〇〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七六、六二〇円	七五、六二〇円

七階層	対象収入額が二、〇〇〇、〇〇〇円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八一、六二〇円	八〇、六二〇円
八階層	対象収入額が二、一〇〇、〇〇〇円以上二、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八六、六二〇円	八五、六二〇円
九階層	対象収入額が二、二〇〇、〇〇〇円以上二、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九一、六二〇円	九〇、六二〇円
十階層	対象収入額が二、三〇〇、〇〇〇円以上二、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九六、六二〇円	九五、六二〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇、〇〇〇円以上二、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇一、六二〇円	一〇〇、六二〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇、〇〇〇円以上二、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇八、六二〇円	一〇七、六二〇円
十三階層	対象収入額が二、六〇〇、〇〇〇円以上二、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一五、六二〇円	一一四、六二〇円
十四階層	対象収入額が二、七〇〇、〇〇〇円以上二、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二二、六二〇円	一二一、六二〇円
十五階層	対象収入額が二、八〇〇、〇〇〇円以上二、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二九、六二〇円	一二八、六二〇円
十六階層	対象収入額が二、九〇〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三六、六二〇円	一三五、六二〇円

十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、〇〇〇円以上三、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一四四、六二〇円	一四三、六二〇円
十八階層	対象収入額が三、一〇〇、〇〇〇円以上三、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一五二、六二〇円	一五一、六二〇円
十九階層	対象収入額が三、二〇〇、〇〇〇円以上三、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六〇、六二〇円	一五九、六二〇円
二十階層	対象収入額が三、三〇〇、〇〇〇円以上三、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六八、六二〇円	一六七、六二〇円
二十一階層	対象収入額が三、四〇〇、〇〇〇円以上三、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一七六、六二〇円	一七五、六二〇円
二十二階層	対象収入額が三、五〇〇、〇〇〇円以上三、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一八四、六二〇円	一八三、六二〇円

別表の備考4中「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表A階層の項中「六一、一七〇円」を「六一、六二〇円」に、「六〇、一七〇円」を「六〇、六二〇円」に改め、同表B階層の項中「六六、一七〇円」を「六六、六二〇円」に、「六五、一七〇円」を「六五、六二〇円」に改め、同表C一階層の項中「七一、一七〇円」を「七一、六二〇円」に、「七〇、一七〇円」を「七〇、六二〇円」に改め、同表C二階層の項中「七六、一七〇円」を「七六、六二〇円」に、「七

五、一七〇円」を「七五、六二〇円」に改め、同表C三階層の項中「八一、一七〇円」を「八一、六二〇円」に、「八〇、一七〇円」を「八〇、六二〇円」に改め、同表C四階層の項中「八六、一七〇円」を「八六、六二〇円」に、「八五、一七〇円」を「八五、六二〇円」に改め、同表C五階層の項中「九一、一七〇円」を「九一、六二〇円」に、「九〇、一七〇円」を「九〇、六二〇円」に改め、同表C六階層の項中「九六、一七〇円」を「九六、六二〇円」に、「九五、一七〇円」を「九五、六二〇円」に改め、同表C七階層の項中「一〇一、一七〇円」を「一〇一、六二〇円」に、「一〇〇、一七〇円」を「一〇〇、六二〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇六、一七〇円」を「一〇六、六二〇円」に、「一〇五、一七〇円」を「一〇五、六二〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一一、一七〇円」を「一一一、六二〇円」に、「一一〇、一七〇円」を「一一〇、六二〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一六、一七〇円」を「一一六、四二〇円」に、「一一五、四二〇円」を「一一五、四二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一二六、三三二円」を「四、一四五、〇四二円」に、「二六二、〇〇〇円」を「二六二、七五〇円」に、「二六一、〇〇〇円」を「二六一、七五〇円」に改め、同表の備考4中「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に改める。
別表の表を次のように改める。

区	分	金額（一人月額）	
		大居室	小居室
一階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六一、六二〇円	六〇、六二〇円
二階層	対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以上一、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六四、六二〇円	六三、六二〇円
三階層	対象収入額が一、六〇〇、〇〇〇円以上一、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	六七、六二〇円	六六、六二〇円

階層	対象収入額	大居室	小居室
四階層	対象収入額が一、七〇〇、〇〇〇円以上一、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七〇、六二〇円	六九、六二〇円
五階層	対象収入額が一、八〇〇、〇〇〇円以上一、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七三、六二〇円	七二、六二〇円
六階層	対象収入額が一、九〇〇、〇〇〇円以上二、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	七六、六二〇円	七五、六二〇円
七階層	対象収入額が二、〇〇〇、〇〇〇円以上二、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八一、六二〇円	八〇、六二〇円
八階層	対象収入額が二、一〇〇、〇〇〇円以上二、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	八六、六二〇円	八五、六二〇円
九階層	対象収入額が二、二〇〇、〇〇〇円以上二、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九一、六二〇円	九〇、六二〇円
十階層	対象収入額が二、三〇〇、〇〇〇円以上二、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	九六、六二〇円	九五、六二〇円
十一階層	対象収入額が二、四〇〇、〇〇〇円以上二、五〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇一、六二〇円	一〇〇、六二〇円
十二階層	対象収入額が二、五〇〇、〇〇〇円以上二、六〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一〇八、六二〇円	一〇七、六二〇円
十三階層	対象収入額が二、六〇〇、〇〇〇円以上二、七〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一五、六二〇円	一一四、六二〇円

十四階層	対象収入額が二、七〇〇、〇〇円以上二、八〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一一二、六二〇円	一一二、六二〇円
十五階層	対象収入額が二、八〇〇、〇〇円以上二、九〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一二九、六二〇円	一二八、六二〇円
十六階層	対象収入額が二、九〇〇、〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一三六、六二〇円	一三五、六二〇円
十七階層	対象収入額が三、〇〇〇、〇〇円以上三、一〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一四四、六二〇円	一四三、六二〇円
十八階層	対象収入額が三、一〇〇、〇〇円以上三、二〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一五二、六二〇円	一五一、六二〇円
十九階層	対象収入額が三、二〇〇、〇〇円以上三、三〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六〇、六二〇円	一五九、六二〇円
二十階層	対象収入額が三、三〇〇、〇〇円以上三、四〇〇、〇〇〇円以下であるとき	一六二、四二〇円	一六一、四二〇円
二十一階層	対象収入額が三、四〇〇、〇〇円以上四、一四五、〇四〇円以下であるとき	一六一、四二〇円	一六一、四二〇円
二十二階層	対象収入額が四、一四五、〇四円以上であるとき	一六一、七五〇円	一六一、七五〇円

別表の備考4中「二、一八〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
千希会河本医院	倉吉市津原三九二一	平成十年十月二十二日
医療法人社団潮医院	西伯郡会見町天万一五三四一	平成十年十一月二日
井田レディースクリニック	米子市東町二二八	平成十年十一月五日
田中医院	気高郡青谷町井手五七五	〃
鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六一	平成十年十一月七日
うえます内科・小児科 クリニック	米子市安倍三八一	平成十年十一月九日
宮川医院	東伯郡大栄町瀬戸四五二	平成十年十一月十五日
延寿堂漢方薬局	米子市富士見町二丁目一五	〃
有限会社ひまわり薬局	東伯郡大栄町瀬戸六四一八	〃

鳥取県告示第七百四十二号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条第七項の規定に

より告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県自然環境保全地域の名称
鹿野河内県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域の区域

気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇（面積一・二ヘクタール。次の図のとおりとする。）

（次の図は省略し、その図面を鳥取県生活環境部景観自然課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十三号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり鹿野河内県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鹿野河内県自然環境保全地域に関する保全計画

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

当該区域は、スタジイ・ウラジロガシに代表される広葉樹の巨木林の区域であり、極相的な状態にある優れた自然環境を形成している。よって、この区域を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	鹿野河内特別地区
区 域	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇
面 積	一・二ヘクタール

三 自然環境の保全のための規制に関する事項

区 域	伐採の方法及び限度
二の特別地区の区域	原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去など森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれのない場合、単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。

四 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
標 識	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇	新 設

鳥取県告示第七百四十四号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり鹿野河内県自然環境保全地域内に特別地区を指定し、併せて当該地区に係る同条第三項に規定する木竹の伐採（同条第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するので、同条第二項において準用する同条第十三条第七項の規定により告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地区の名称

鹿野河内特別地区

二 特別地区の区域

気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇（面積一・二ヘクタール。次の図のとおりとする。）

三 伐採の方法及び限度

原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去など森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれの少ない場合、単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。

〔次の図〕は省略し、その図面を鳥取県生活環境部景観自然課及び鹿野町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可年月日及び番号

平成十年七月七日 鳥取県指令都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市下田中町及び米田町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市河原町一七七〇

株式会社いな

代表取締役 稲井 範行

鳥取県告示第七百四十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成十年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社鳥取銀行鳥取北支店	売りさばき場所	鳥取市西品治 八三四一四	鳥取市西品治 八二九一八	平成十年十一月二十四日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成十年十一月二十七日（金）午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一

三 議題

1 鳥取県教育課程審議会委員の任免について

2 その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成10年11月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

- (1)学科試験 平成11年1月29日(金)午前10時から正午まで
- (2)実地試験 平成11年1月29日(金)午後1時から

2 試験の場所

- (1)学科試験 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- (2)実地試験 倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

- (1)ふぐ処理師試験
平成11年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号に規定する魚介類販売業若しくは同条第13号に規定する魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- (2)ふぐ調理師試験
調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1)ふぐ処理師試験

- ア 衛生関係法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品衛生学
- エ ふぐの調理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
- (2)ふぐ調理師試験

- ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
- ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成11年1月5日(火)から同月8日(金)まで（必着）

6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ）に提出すること。

7 受験願書の添付書類

- (1)ふぐ処理師試験
 - ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書
 - イ 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 - ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類
 - (2)ふぐ調理師試験
 - ア 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
 - イ 調理師免許書の写し
- 8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円（実地試験に用いるふぶの代金は含まない。）とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
なお、既納の手料は還付しない。

9 試験当日の携行品

(1)学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2)実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

平成11年2月12日(金)に所轄保健所に掲示する。

11 その他

(1)受験願書及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。

(2)試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。